

平成28年 哲学堂・上高田野球場利用団体の再登録手続き方法

会員番号や利用権利の譲渡と見られる行為の防止と、より公平、平等な利用へとなるよう利用受付のルールを変更致します。**8月の利用時より当日のお支払い時は、登録頂いた代表者もしくは構成員の方に、本人確認証明書をご提示いただきます。個人登録の場合、登録者以外の受付は行えないため、不在となる可能性があれば、予め「団体」としての登録をお願いします。ご理解のうえ登録をお願いします。**

登録の区分

登録に必要な人数と登録の条件

登録に必要な書類 ※有効期限内の下記書類で現住所、氏名、生年月日記載のもの

区民の登録 (個人)

区内在住の18歳以上の方 1名
* 高校生除く

- 運転免許証 ● 健康保険証 ● 住民基本台帳カード (顔写真付き)
- パスポート のいずれか 原本

区民の登録 (団体)

小学生以上の方
区内在住 // 在勤 // 在学 のいずれか
10名以上

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可
*** パスポート、健康保険証は、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要**

ア. 区内在住での証明

- 運転免許証 ● 健康保険証 ● 住民基本台帳カード (顔写真付き)
- パスポート のいずれか

イ. 区内在勤での証明

● 上記証明書のいずれか と、● 中野区内に事業所があることの在勤証明書 (勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押印されたもの) ただし、健康保険証で区内の事業所があることが分かる場合は、在勤証明書不要

ウ. 区内在学での証明

中野区外から中野区内にある小学・中学・高校に通う生徒

- 上記 ア 在住での証明のいずれか + ● 生徒手帳 (生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受け可)

中野区内にある専門学校、大学に通う学生

- 上記 ア 在住での証明のいずれか + ● 学生証 ● 在学証明書 (学生証に住所・氏名・生年月日の記載があれば、学生証のみで受け可)

一般の登録 (団体)

区内外問わず小学生以上の方
10名以上

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可

*** パスポート、健康保険証は、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要**

- 運転免許証 ● 健康保険証 ● 住民基本台帳カード (顔写真付き)
- パスポート のいずれか (学生証、生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、受け可)

登録時の注意事項

- ・ 今回の登録期間中に登録を行った以降、他の団体や個人で登録はできません。(重複登録はできません)
- ・ 住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。
- ・ 公共料金支払い表などの住所が記載されたもの、デジタルでの写真提示は証明書として認めておりません。